

概要版

日南市

立地適正化計画

令和8年9月

NICHIINAN

1 立地適正化計画とは

(1) 立地適正化計画とは

人口減少や少子高齢化などが進む中で、都市や居住の機能を集約し、持続可能な都市経営を行うために、コンパクトなまちづくりを促進するための計画です。

都市全体の観点から、居住機能や商業、医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通に関する包括的なマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本市の最上位計画である「日南市重点戦略プラン」や宮崎県の都市計画区域マスタープランといった上位計画に即して作成することが必要になります。

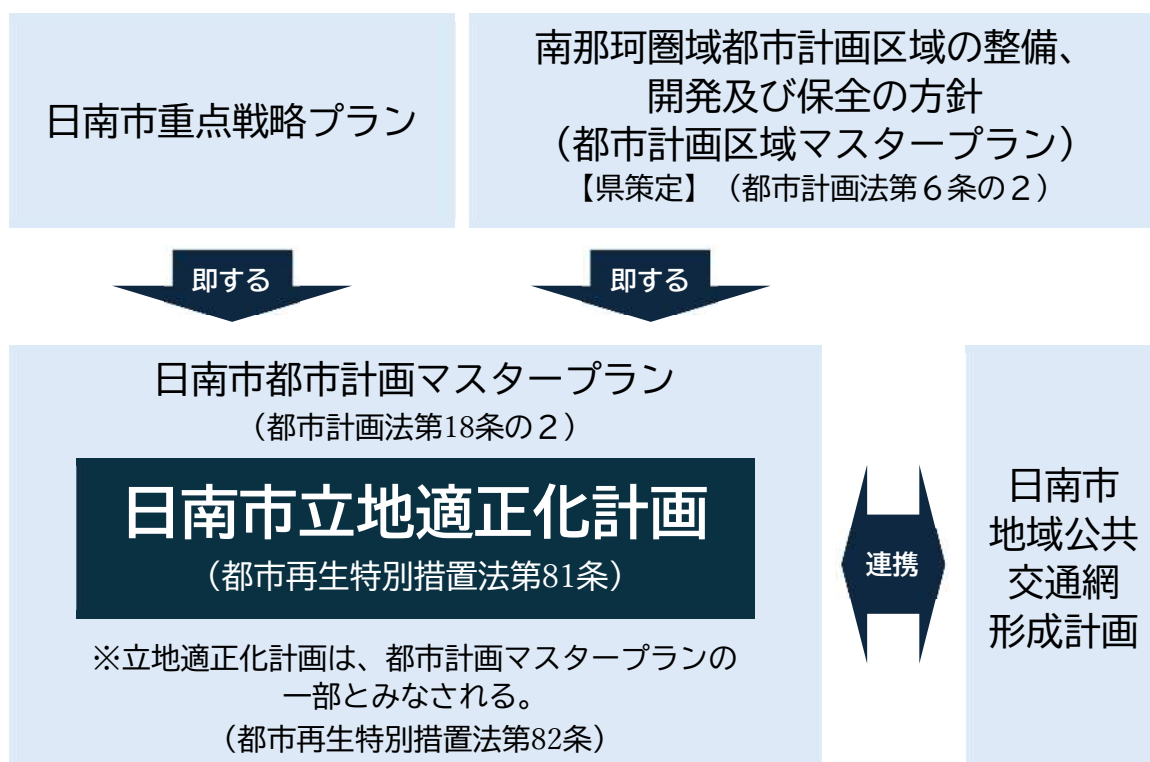


図 計画の位置づけ

(2) 計画区域

計画の対象区域は都市計画区域（日南都市計画区域及び南郷都市計画区域）です。

(3) 目標年次

目標年次は、おおむね20年後（令和27年）とします。

なお、本計画は、概ね5年おきに誘導施策の実施状況や目標値の達成状況を確認・評価し、計画の進捗状況の検証を行います。その結果を踏まえて、必要に応じて計画自体の見直し等も検討します。

2 まちづくり方針

(1) まちづくりの目標

市民生活を支え、安心して住み続けられる
『日南型コンパクトシティ』の実現

(2) 立地の適正化に関する基本的な方針

①市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導

吾田、油津、飫肥、南郷、北郷など、現状で商業や医療、公共サービスなどが立地する拠点地域に対して、それら都市機能のさらなる誘導を図り、市民の日常生活の利便性の確保を図っていく。

②都市と集落の持続的発展のための居住の誘導

都市と集落がともに持続的に発展していくために、都市機能が集積し生活利便性を享受できる拠点地域周辺への居住を誘導するとともに、都市計画区域外も含めて既存集落の維持を図っていく。

③『日南型コンパクトシティ』を支える公共交通網の維持

市内各所と拠点地域間を連携し、拠点分散・ネットワーク型構造を支える市民の日常的な移動手段を確保していくため、公共交通網を今後とも維持していく。

④災害リスクを考慮した市街地の安全対策

港や沿岸部で津波浸水や市街地周辺での洪水浸水や土砂災害等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する。

種別	地区名等
中心拠点	日南駅、油津駅周辺
地域生活拠点	飫肥駅、大堂津駅、南郷駅、日南東郷IC、北郷駅周辺
集落生活拠点	伊比井、宮浦、鶴戸、酒谷、榎原、夫婦浦
広域連携軸	JR日南線、東九州自動車道
地域連携軸	国道220号、222号、448号、県道日南高岡線

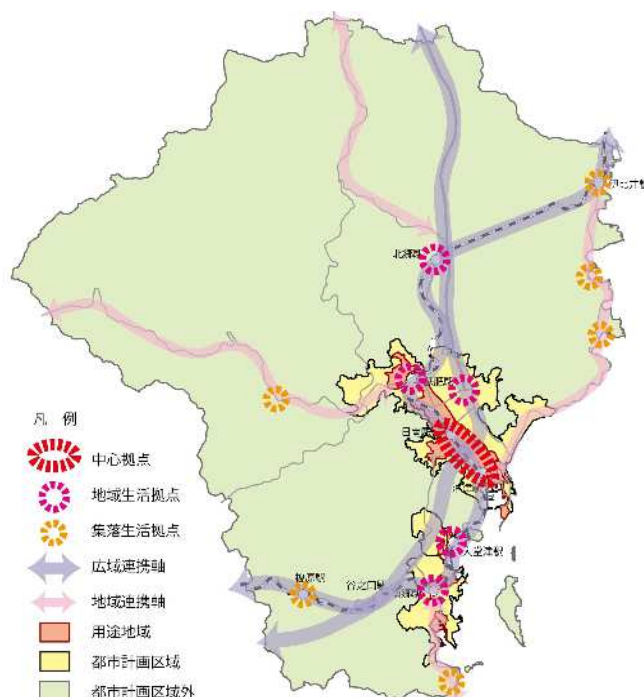


図 将来都市構造図

3 居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

右の設定フローの各種条件により、居住誘導区域を以下の通り設定します。(878ha)

なお、宮崎県建築基準法施行条例で指定される災害危険区域は、居住誘導区域に含めません。

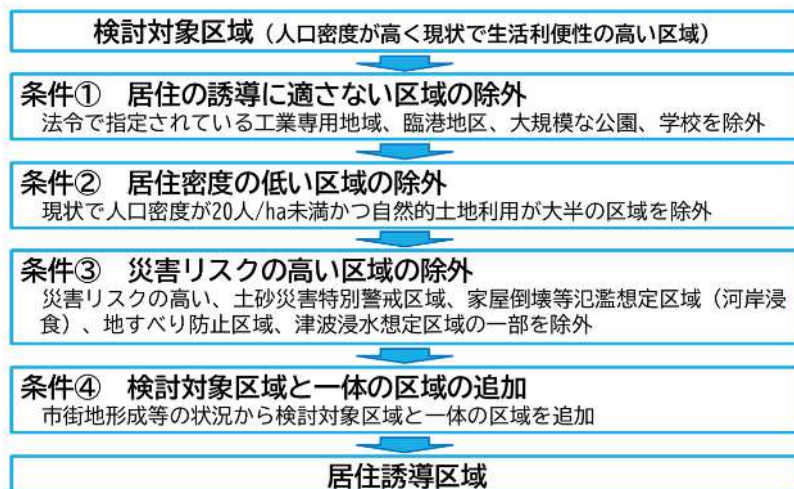


図 居住誘導区域の設定フロー

表 居住誘導区域人口

年	人口	人口密度
2020年（現状）	25,575人	29.1人/ha
2045年（将来）	17,755人	20.2人/ha

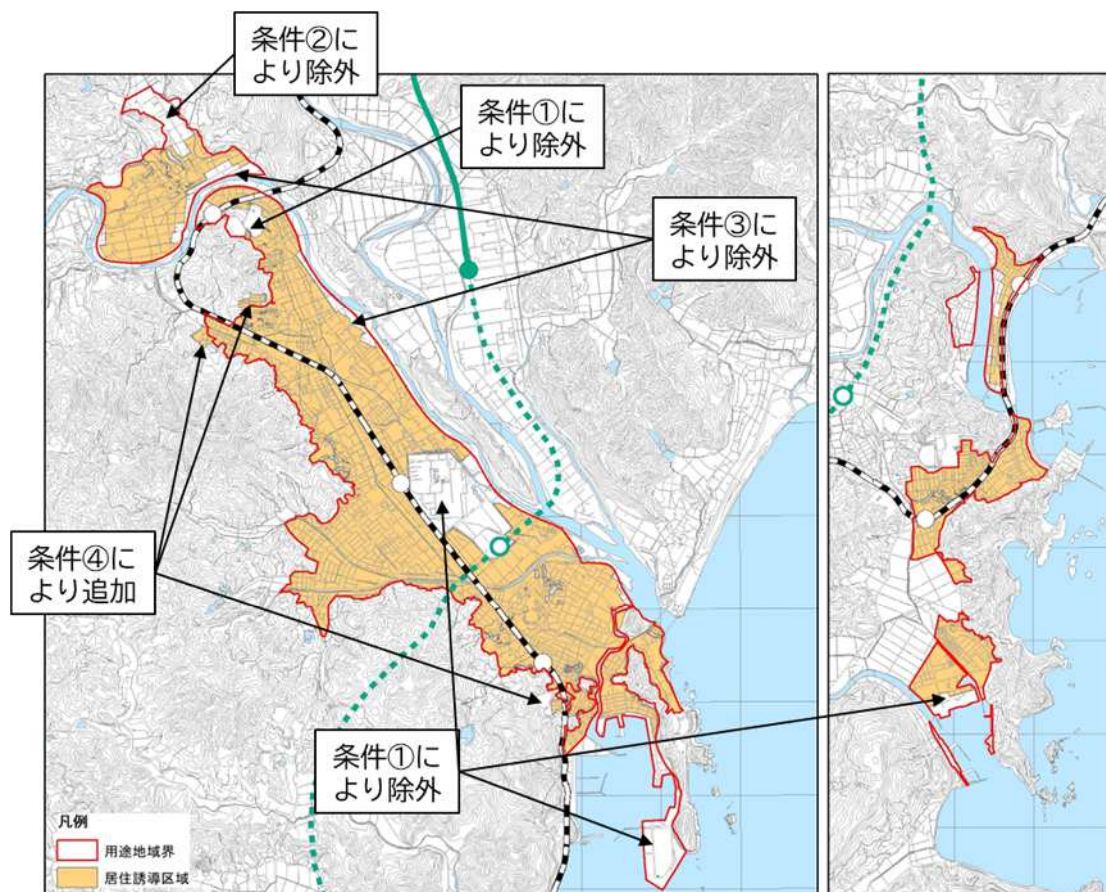


図 居住誘導区域

4 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

右の設定フローの各種条件により、都市機能誘導区域を以下の通り設定します（207ha）。

なお、宮崎県建築基準法施行条例で指定される災害危険区域は、都市機能誘導区域に含めません。

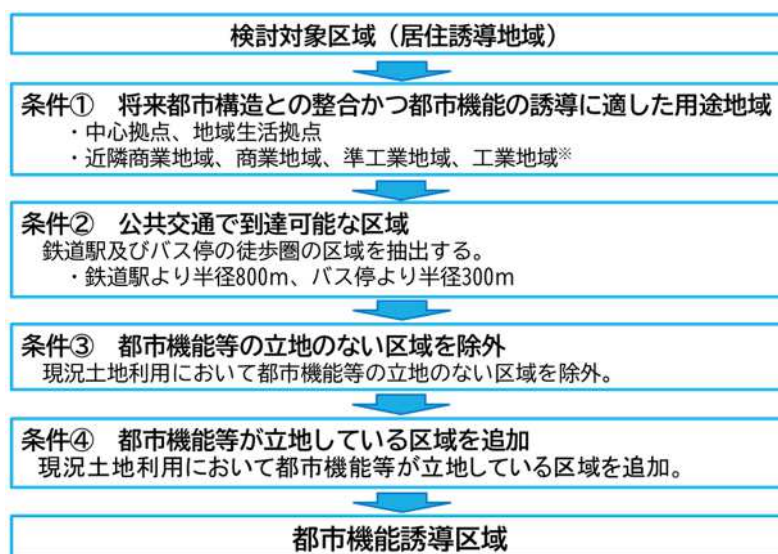
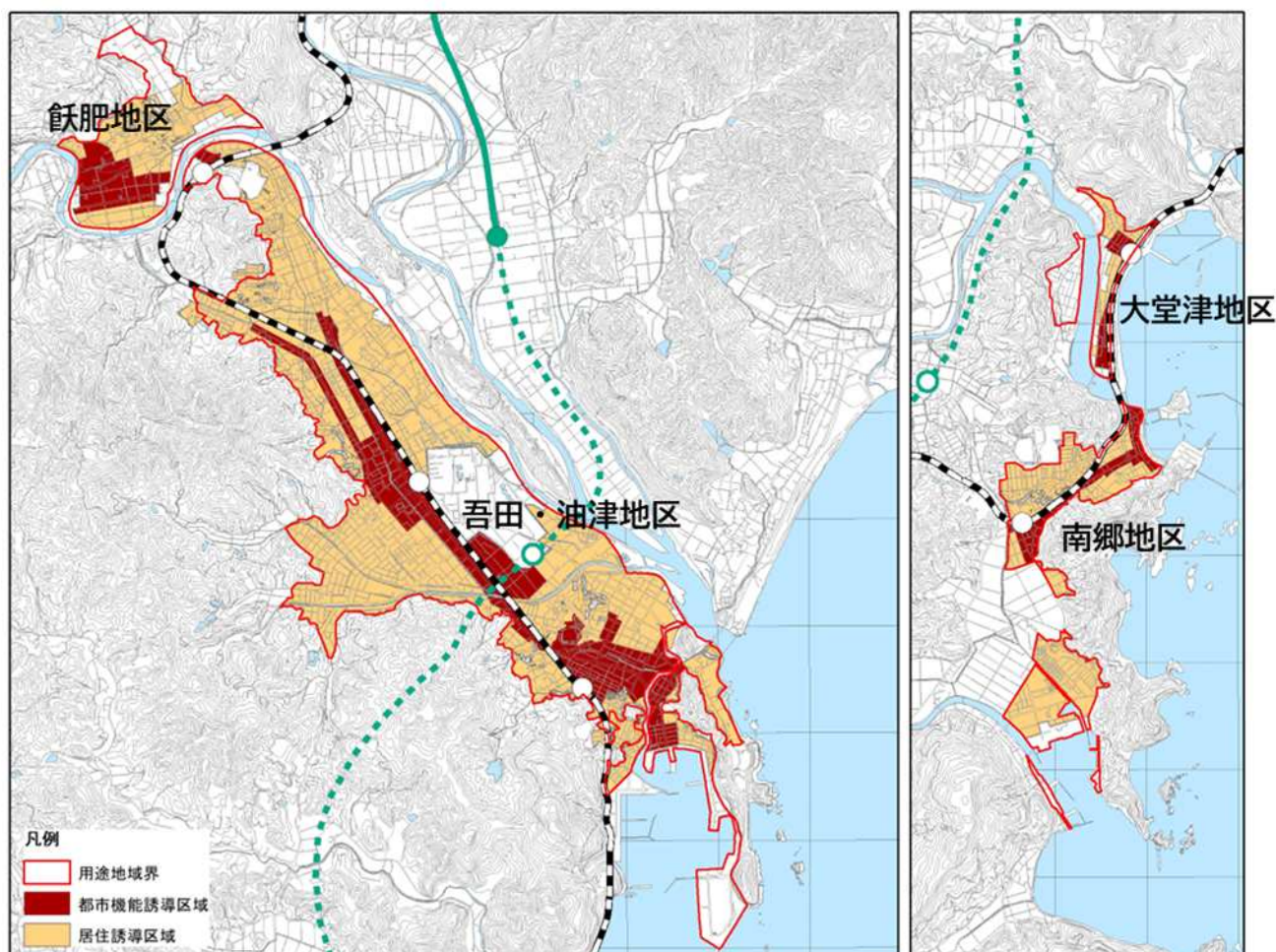


図 都市機能誘導区域の設定フロー



5 誘導施設

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設のことです。

区域外で誘導施設の新築・改築や開発行為を行う場合は届出が必要です。

本計画においては、市全域をサービス圏とする施設、施設立地状況、作業部会意見を踏まえ、大規模小売店舗、オフィス、救急告示病院、子育て支援センター、地域包括支援センター、文化センター、資料館、市役所本庁舎・総合支所を誘導施設とします。

表 誘導施設の設定

機能	施設	考え方	中心拠点	地域生活拠点		
			吾田・油津	飫肥	大堂津	南郷
商業、 観光拠点 機能	大規模小売店舗	市の中核的な商業施設であり、拠点の中心性と集客力を維持する上で、拠点に立地することが望ましい施設であることから、誘導施設に位置付ける。	● (1,000㎡以上)	● (500㎡以上)	● (500㎡以上)	● (500㎡以上)
	オフィス (情報サービス)	市として助成制度による誘致を図っており、若年者の流出防止や地域内の交流促進が期待されることから、誘導施設として位置づける。	●	●	●	●
	資料館	飫肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
医療・ 福祉機能	救急告示病院	地域医療の拠点であり、健康な市民生活の基本となる施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●		●	
	子育て支援センター (併設施設を除く)	子育てに関する相談や交流、預かりとともに自由に利用できる子育て支援拠点であることから、誘導施設に位置づける。	●			
	地域包括支援センター	高齢者福祉の中心として拠点に立地していることから、誘導施設に位置付ける。	●	●		●
文化・ 集い機能	文化センター	市全体の文化活動の中心的な拠点であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	資料館(再掲)	飫肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
行政・ その他 公共機能	市役所本庁舎	全市民による利用が想定され、市の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	総合支所	旧町単位の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。				●

6 誘導施策

まちづくりの目標である「市民生活を支え、安心して住み続けられる日南型コンパクトシティの実現」を達成するため、立地の適正化に関する基本的な方針に沿って誘導施策を設定します。

立地の適正化に関する基本的な方針	施策・誘導方針
(都市機能) 市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能の誘導による生活利便性の確保 観光交流機能の充実による地域の活性化
(居住) 都市と集落の持続的発展のための居住の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 居住の誘導による持続可能な都市構造の構築 空き家、空き地など既存ストックの有効活用 既存集落地域の生活環境の維持
(公共交通) 『日南型コンパクトシティ』を支える公共交通網の維持	<ul style="list-style-type: none"> 幹線的な公共交通の維持 身近な移動手段の確保と利便性向上 公共交通の充実
(防災) 災害リスクを考慮した市街地の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> より安全な地域への居住の誘導 総合的な防災施策の推進

7 防災指針

防災指針とは、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

立地の適正化に関する基本的な方針に沿って、防災まちづくりの将来像を以下の通り設定します。また、取組方針は、災害リスクの「回避」と「低減」の考え方を組み合わせ、総合的に防災・減災を図るための取組の方針を整理します。

(課題)

- ・用途地域内に、洪水（想定最大規模）3 m以上、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）、津波（想定最大規模）2 m以上の区域の災害リスクの高い区域が存在。一方で、風水害及び津波避難施設が上記区域内に整備されている。
- ・公共施設、医療・福祉施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時に避難や復旧拠点として機能や要配慮者の垂直または水平避難の適切な誘導等が求められる。
- ・上記状況から、区域除外等のリスク回避を行いつつも、適切な避難誘導等のリスク低減策の推進が求められる。

(将来像)

災害リスクを考慮した市街地の安全対策

港や沿岸部で津波浸水等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する。

(取組方針)

災害リスクの回避

- ・災害リスクの低い区域への居住の誘導
- ・築堤及び掘削などの河川改修。
- ・港湾の地震・津波対策
- ・海岸の護岸整備

など

災害リスクの低減

- ・総合的な治水対策
- ・避難施設の整備、津波避難場所の確保
- ・ハザードマップ等の作成
- ・要配慮者対策の推進
- ・緊急輸送等のための交通インフラの確保

など

8 計画の推進及び目標値の設定

(1) 評価指標と目標値の設定

将来的な都市の姿を長期で展望しながら、本計画が思い描く方向に進んでいるかを確認するため、まちづくりの方針（立地の適正化に関する基本的な方針）を踏まえて、都市機能、居住、公共交通、防災の4つの視点により、本計画の進捗状況を確認するための評価指標を設定します。

表 評価指標と目標値

分野	まちづくりの方針	目標指標	現況値	目標値
都市機能	市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導	都市機能誘導区域内の誘導施設数	33施設 (令和7年)	33施設 (令和27年)
居住	都市と集落の持続的発展のための居住の誘導	居住誘導区域内の人口密度	29.1人/ha (令和2年)	21.0人/ha (令和27年)
公共交通	『日南型コンパクトシティ』を支える公共交通網の維持	市内バス路線数	11路線 (令和6年)	11路線 (令和27年)
防災・減災	災害リスクを考慮した市街地の安全対策	ハザードエリア内人口割合	17.4% (令和2年)	15% (令和27年)

(2) 計画の推進に向けて

PDCAサイクルの考え方に基づき、概ね5年おきに本計画に位置付けた誘導施策の実施状況や目標値の達成状況を確認・評価し、計画の進捗状況の検証を行います。

その結果とともに、上位関連計画やハザード情報等の前提条件の変更状況などを踏まえて、誘導施策の見直しや充実、強化等の検討を行うとともに、必要に応じて計画自体の見直し等も検討します。

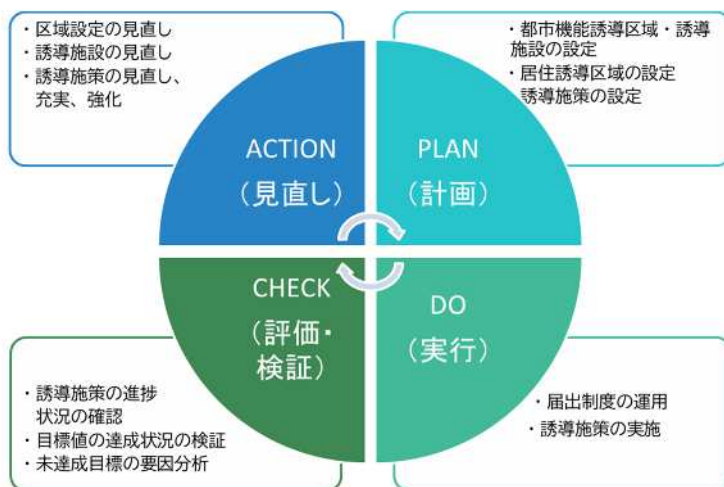


図 立地適正化計画におけるPDCAサイクル

※届出制度について

居住誘導区域及び都市機能誘導区域の外で一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、市長への届出が必要になります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

日南市 総合政策部 未来創生課

〒887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

TEL: 0987-31-1128 HP: <https://www.city.nichinan.lg.jp/index.html>